

鳥取市管理防犯灯の地元移管について

令和2年1月15日

青谷町総合支所産業建設課

鳥取市では、街路灯を目的によって道路照明灯と防犯灯に区分し、それぞれの維持管理方法を定めており、基本的には道路照明灯は市が管理を行い、防犯灯は地元が管理を行うこととしています。

しかし、合併前からの経緯により一部の地域（国府町、鹿野町、青谷町）で現在も防犯灯を市が管理している箇所があるため、すべての地域で市が定める管理方法に統一する必要があります。

このため、令和元年度から数年かけ市管理防犯灯を全て地元へ移管することとなりました。

今後、現在の蛍光灯をLED灯に交換した上で地元へ移管する作業を行いますのでご理解とご協力を
お願いします。

1. 街路灯区分

①道路照明灯 … 道路管理者である市が設置及び管理。

交通安全の目的で、2車線道路との交差点、横断歩道、橋梁、踏み切り、幅員構成・線形が急変する場所等に設置。（水銀灯、ナトリウム灯 100W以上、LED 30W以上）

②防犯灯 … 地元要望により市が設置し地元が管理。

防犯目的で、夜間不特定の人が通行する生活道路において、暗くて通行に支障がある場所や防犯上不安のある場所に設置。

*現在鳥取市が管理している防犯灯で地元へ移管対象のもの *** 528灯

2. 移管スケジュール(予定)

R2年1月15日	青谷町地域振興会議で地元移管について説明。
2月中旬	青谷町自治連合会研修会で地元移管協議について説明。
2月下旬	各集落へ資料を送付し検討を依頼。
4月～	移管を受ける防犯灯を自治会毎で検討を行う。
7月末までに	移管を受ける防犯灯を自治会毎で決定し、市へ報告。
9月末までに	移管・廃止箇所確定、移管スケジュール詳細決定。
R3年4月～	自治会毎に移管する全防犯灯をLED化の工事を行う。 工事完了後に移管実施（移管しない箇所は廃止）
R4年3月末	地元移管完了

《参考》 蛍光灯とLED灯の維持管理経費等の比較 (電気代は令和元年12月時点)

区分	電気代(月額)	年額	その他の維持管理
蛍光灯 40W	331円	3,972円	蛍光管、点灯管交換が必要
LED 灯 10W	171円	2,052円	耐用年数10年程度、球替え不要 (器具損壊の場合は市が交換)